（二六）　関税率表第一七〇一・一二号の二、第一七〇一・一四号の二、第一七〇一・九一号及び第一七〇一・九九号に掲げる物品、関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品（分蜜糖に限る。）、同号の五の㈡のAに掲げる物品並びに関税率表第二〇六・九〇号の二のAに掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）のうち、農林水産省令で定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する農林水産大臣の証明書が添付されたもの

（二七）　関税率表第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号の㈡に掲げる物品のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が一キログラム以下のもの

（二八）　関税率表第一七〇二・三〇号の二、第一七〇二・四〇号の二及び第一七〇二・六〇号の二、第一七〇二・九〇号の五の㈡のBの(c)に掲げる物品のうちアメリカ産品

（二九）　関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、関税率表第一九〇一・二〇号の二の㈢のAに掲げる物品（米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。）、関税率表第一九〇一・九〇号の二の㈠のAの(a)に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈡のAの(b)に掲げる物品（分蜜糖のものを除く。）、関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈡のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品（砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものに限る。）

（三〇）　関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャラメル以外のもの

（三一）　関税率表第一八〇六・一〇号の一に掲げる物品

（三二）　関税率表第一八〇六・二〇号の二の㈠のAに掲げる物品

（三三）　関税率表第一八〇六・二〇号の二の㈠のBに掲げる物品

（三四）　関税率表第一八〇六・二〇号の二の㈡に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの

（三五）　（三四）に掲げる物品で、チョコレートの原料として使用するもの

（三六）　関税率表第一八〇六・三一号、第一八〇六・三二号の一及び第一八〇六・九〇号の一に掲げる物品

（三七）　関税率表第一八〇六・三二号の二の㈠及び第一八〇六・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品

（三八）　混合物及び練り生地等（関税率表第一九〇一・二〇号の二の㈡のAに掲げる物品、同号の二の㈢のAに掲げる物品（小麦粉の調製品に限る。）及び同号の二の㈢のBに掲げる物品（売用の容器入りにしたもので一個の重量が五〇グラム以下のものに限る。）を除く。）において同じ。）のうち、環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の我が国及びアメリカ合衆国以外の締約国からの産品とされるもの

（三九）　混合物及び練り生地等のうち、アメリカ産品

（四〇）　関税率表第一九〇一・九〇号の二の㈠のAの(a)に掲げる物品（各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。）

（四一）　関税率表第一九〇一・九〇号の二の㈠のAの(b)に掲げる物品

（四二）　関税率表第一九〇一・九〇号の二の㈢のAに掲げる物品及び同号の二の㈢のBに掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）

（四三）　関税率表第一九〇二・一九号の二に掲げる物品のうちうどん、そうめん及びそば

（四四）　関税率表第二〇〇五・四〇号の一の㈡、第二〇〇五・五一号の一の㈡及び第二〇〇五・九九号の一の㈠のBに掲げる物品

（四五）　関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈡のEの(a)のハの(ロ)のⅡに掲げる物品及び同号の二の㈡のEの(a)のハの(ロ)のⅢに掲げる物品（砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものに限る。）

（四六）　関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈡のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅰ)に掲げる物品（小売用の容器入りにしたもので一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）を除く。）

（四七）　関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈡のEの(a)のハの(ロ)のⅢの(Ⅱ)に掲げる物品（砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のものを除く。）

（四八）　関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈡のEの(b)のイに掲げる物品

別表第三中「第一条」の下に「、第二条」を加え、同表の一の項中「同表」を「関税率表」に改める。

別表第四中「第一条」の下に「、第二条」を加える。

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令

第一条中「において」の下に「経済連携協定」、「締約国」、」を加え、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「経済連携協定」に、「第二条第三号から第五号まで」を「第二条第一号、第二号又は第五号から第七号まで」に改め、「規定する」の下に「経済連携協定、締約国」を加える。

第四条第一項中「第五条第一項」を「第四条第一項（情報の収集及び提供等による協力）及び第七条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第三条第一項中「法第四条第一項（に）を「第二条第一号に掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項（に改め、同項第一号中「オーストラリア」を「当該経済連携協定の締約国」に改め、同号イからハまでの規定中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「オーストラリア」を「当該経済連携協定の締約国」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二条第二号に掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項に規定する政令で定める書類は、前項第一号イ及びロに掲げる書類（その写しを含む。）とする。

第三条に次の一項を加える。

4　法第五条第一項及び第二項の政令で定める期間は、五年とする。